

平成27年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 新南五味塚ポンプ場下部土木工事
上下水道局下水建設課
- 3 監査実施期間 平成28年1月25日から平成28年1月27日まで
- 4 監査結果報告 平成28年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【下水建設課】

<p>1-2 積算・設計に関する書類について （1）徴収した見積金額の一覧表と本工事採用価格とをわかりやすく示すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 1月26日 見積比較表を作成している。</p>
<p>1-3（2）工程表について 本工事は、コンクリート打設による「ひび割れ温度解析」を実施し、対策工立案に手間取っていた。工期変更とならざるを得ない状況である。 また、12月末現在の実施出来高9.3%と大幅な遅れがあり、引き渡し完成時期を圧迫することも懸念される。 竣工日（期日）からの逆算工程表を作成させ、作業員労務工程（作業員確保）作成など対策が必要と思われる。何%遅れた時に、「理由書」又は「変更工程表」を提出させるか明確にすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 3月 9日 工程は、毎月履行状況報告書を提出させ進捗管理を行っている。その中で進捗遅延があるものについては、工事毎に状況が異なることから、適宜判断して理由書及び変更工程表を提出させている。 本工事においては、温度ひび割れ解析の検討結果が出た11月中旬に工事打合簿で、施工業者から実工程として平成28年9月末の工程表の提出を受けている。しかし、当方として解析結果の確認作業に時間を要し、結果として12月中旬に工期を平成28年9月末に延伸する工事打合簿を取り交わしている。工期延伸については、国補事業であるため国に対する繰越承認手続きが必要であり、手続き完了後契約変更を行った。</p>
<p>（3）施工計画書について 施工計画に記載している「悪天候基準」は、具体的数値をもって記載していたことは、望ましいことである。しかし、【国土交通省契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」と違いがある。四日市市又は担当部局として具体的数値を設定しておくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 施工計画書に記載している「悪天候基準」は施工を行うか中止するかの基準であり、労働安全衛生法に沿っているものである。 一方、契約書第29条第1項の「設計図書で定めた基準」は不可抗力による損害における天災等の範囲を定めたものであり、悪天候基準とは異なる視点の基準である。なお、「設計図書で定めた基準」は共通仕様書第1章総則「不可抗力による損害」の記載のとおり設定している。 悪天候≠天災、悪天候→作業中止<<<天災→不可抗力損害</p>

<p>(4) 工事カルテについて 工事カルテの作成と一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）のCORINS（工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。 現在、現場従事者は、現場代理人、主任技術者以外の技術担当者も従事している。適切な時期をもって、担当技術者としてCORINS（工事实績情報システム）登録させること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 受注者へ従事している担当技術者もCORINSに登録できる旨を通知した。</p>
<p>(5) 施工体系図及び施工体制台帳について 施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。 監査日は、適切に施工体制台帳を作成させている。（建設業法第24条の7） しかし、本格的な工事進捗に伴い下請負業者も増加する。 入札契約適正化法の規定及び建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。また、竣工時に施工体制台帳（2次以降の請負契約の写しとも）を提出させることとなり、施工段階で再確認すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 下請負業者の追加に伴ってその都度、施工体制台帳を作成し、提出することを求めた。</p>
<p>(6) 設計照査について 受注者は、設計照査義務が発生する。 四日市市として「設計照査ガイドライン」を作成していない。今後、市として「設計照査ガイドライン」を作成し、「設計照査ガイドライン」に基づき、発注者と受注者の疑義を事前解決させること。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成28年 9月30日 本庁合同設計マニュアル委員会にて本要望事項を取り上げ、「設計照査ガイドライン」の必要性について確認を行う。</p>
	<p>【措置済】 平成29年 3月15日 本庁合同設計マニュアル委員会において、設計図書の照査についての基本的な考え方や範囲を整理し、本市における「設計図書の照査ガイドライン」を作成した。 この「設計図書の照査ガイドライン」を市のホームページで公表し（平成29年4月予定）、円滑な請負契約の執行を図っていく。</p>
<p>(9) その他 特記仕様書（別記）個人情報取扱注意事項（研修・教育の実施）第10に「研修・教育を行うものとする。」と記載している。現場内でどのように実施するのか記録を添付させること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月 1日 当該研修・教育を行った資料を工事打合せ簿にて提出させた。</p>

<p>1-4 建設廃棄物処理に関する書類について (2) 今後、施工書類検査段階で、計画書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真の確認をすること。また、運搬、中間処分、最終処分が一目瞭然にわかる廃棄物処理フロー図（どの廃棄物が何処の最終処分地に廃棄されているかわかる）を作成し、契約書の写しを確認するよう指導すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 工事打合せ簿にて、産業廃棄物処理の契約書の写しを提出するように指導した。</p>
<p>1-5 安全管理に関する書類について (3) 昇降箇所（梯子）下端の床版の差筋は、鉄筋キャップをするか等の措置をしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 1月26日 鉄筋キャップを設置した。</p>
<p>2 現場施工状況調査について (4) 酸素・アセチレンガス置場を明確にし、空充表示させ、消火器を設置すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 1月26日 消火器を設置した。置き場については今後明確にするよう受注者に指導した。</p>
<p>(5) 建設業許可票の主任技術者欄は、「専任」又は「非専任」と記載すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 1月26日 修正記載した。</p>
<p>(6) 労働関係成立票は、代理人委任していないため、事業主の代理人欄は横棒すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 1月26日 修正表記した。</p>
<p>(7) 今後、本格的な構築作業となり、より施工難易度の高い技術力を要する現場となる。また、施工にあたっての工夫が必要となり、危険度も増すため、安全管理の継続徹底を指導すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 受注者に安全管理の継続徹底を指導した。</p>
<p>3 技術調査全般について 工事を通じて、各種届出書や施工計画、現場管理など、適正な管理状況がうかがわれた。工事着手から施工中までの書類は整備され、また、現場への適正な指導のもと、現場で実行されていた。今後、段階確認書、材料承認一覧表、管理チェックリストで検討活用し、客観的・定量的な現場管理、また、完成工事のファイリング方法、保管、保存の方法を部局内で検討し、より高度な管理で検索可能な状態を維持していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 完成時の書類量が膨大なため、書類のカテゴリ単位でファイリングを行い、適宜、分冊化を行うこととした。</p>

<p>本工事は、現場対応で完結する工事ではなく、全社的な対応が必要な工事である。</p> <p>現在、土留工に設置されている応力計の各計測データより、応力解析を実施し構築躯体への影響を考えた情報化施工する必要がある。</p> <p>土留支保工撤去時は、作業員足場を事前検討し安全作業の徹底を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 作業員足場の事前検討と安全作業の徹底を受注者に通知した。</p>
<p>施工品質は、施工業者に左右される。書類はもとより現場管理に重点を置いた管理指導を継続すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 受注者に現場管理に重点を置いた管理指導を通知した。</p>
<p>4 (1) 隣接工事との連携について</p> <p>隣接地において国土交通省による樋門工事が行われている。業者間で進捗について連携を図っているとのことであるが、市も積極的に関わり、より一層バックアップに努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月 1日 月に1回連絡調整を実施するなど連携に努めた。 (当該監査結果の通知の受領時には樋門工事が竣工していた)</p>
<p>(2) 安全管理について</p> <p>長期にわたる工事であることから、今後の工事施工においても、無事故・無災害で工事が完了できるよう、安全管理の指導、牽制を引き続き徹底すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 受注者に安全管理の指導、牽制を引き続き徹底する旨を通知した。</p>
<p>(3) 下請け業者について</p> <p>下請け業者については、工事仕様書において、「業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること」とある。市内業者選定の促進とともに市内業者の育成の観点からも実態把握に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 施工体制台帳にて実態把握に努めていく。</p>
<p>(4) コストについて</p> <p>工期が延びることに伴い、様々なコストが発生する。進捗管理の中でコスト意識を持ち、無駄なロスが発生しないように努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 コスト意識を持って進捗管理に努めていく。</p>
<p>(5) 管理、牽制や記録保存等について</p> <p>工事に関連する事項でいくつかの指摘が見受けられた。日頃の管理、牽制や記録の保存、法令遵守について、再度見直し徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 8月10日 上記の指摘については、適宜対応を実施していく。 出来高検査に伴い、日頃の管理、記録の保存・整理について再度見直しを実施した。</p>
<p>(6) 供用開始時期について</p> <p>本工事の工期は6か月程度延長することであるが、施設の供用開始予定を平成30年4月としていることから、予定どおり市民サービスが提供できるよう全体の進捗管理に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 9月21日 供用開始予定を念頭において進捗管理に努めていく。</p>